

## 「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第11版）」 （概要）

平成26年6月20日  
経済局国際貿易課

今月、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第11版）」（注）を作成・公表したところ、ポイント次のとおり。

- 最近6か月間で新たにG20諸国により導入された貿易制限的措置は112件。
- 2008年のリーマンショック以降にG20諸国が導入した貿易制限的措置1,185件のうち、これまでに撤廃された措置は251件（21%）にとどまる。
- 報告書は、保護主義抑止のために多角的貿易体制が果たすべき役割を強調しつつ、G20がリーダーシップを発揮すべきとしている。

（注）「G20諸国の貿易措置に関する報告書」

- （1）本報告書は、世界金融危機を受けてとられた保護主義的措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTOが作成している。今回の報告書は、2013年11月中旬から2014年5月中旬までの約6か月間にとられた措置が対象。
- （2）本報告書が扱う貿易制限的措置は、G20各国の通報に基づき、WTO事務局がリストアップしたものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。なお、貿易制限的措置（112件）の具体的な内訳は公表されていない。

### 報告書の概要

- （1）2013年11月中旬から2014年5月中旬までに、G20諸国が新たに導入した貿易制限的措置は、前期に比べほぼ横ばい（前期116件（19.3件）→112件（18.7件）（カッコ内は月平均））。
- （2）この期間中にG20諸国が導入した輸入制限的措置は、G20諸国間の輸入額の0.3%、世界の総輸入額の0.2%に影響を与えている。リーマンショック後に導入された輸入制限的措置は、世界の総輸入額の約4.1%（G20諸国間の輸入額の約5.2%）に影響を与えている。
- （3）リーマンショック以降にG20諸国が導入した貿易制限的措置は1,185件。そのうち、2014年5月中旬迄に撤廃された措置は251件（21%）で、現状934件の貿易制限措置が維持されている（前期に比べ78件増加）。
- （4）2014年の世界貿易伸び率の予測は4.7%と、前年度の伸び率（2.3%）を大きく上回ったが、過去20年間の平均である5.3%を依然下回っている。